

別表第 1（第 2 条関係）

- 1 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
- 2 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の定めるところにより設立された社会福祉法人
- 3 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の定めるところにより設立された医療法人
- 4 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の定めるところにより設立された特定非営利活動法人
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の定めるところにより設立された一般社団法人及び一般財団法人
- 6 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の定めるところにより設立された学校法人
- 7 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の定めるところにより設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 8 民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところにより設立された組合
- 9 商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところにより設立された匿名組合
- 10 有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）の定めるところにより設立された有限責任事業組合
- 11 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）の定めるところにより設立された投資事業有限責任組合
- 12 市内に住所を有する認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）若しくは認定新規就農者（基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）
- 13 その他市長が認める者